

伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託プロポーザル参加仕様書

伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託（以下「導入業務委託」という。）にかかると各種手続き、要件、審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 委託業務名 伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託

2. 業務の目的

大規模小売店舗の郊外流出や、長引く全国的な経済情勢の低迷など、様々な要因が重なり、かつての賑わいが喪失している伊勢市中心市街地において、商店街等に設置する定点 AI カメラ等で撮影、解析等したデータを基に、往来の人流量を把握して数値化し、性別や年代（年齢）等を含む人流状況を可視化する。これにより得られた人流量データを一定の期間ごとに整理し、伊勢まちづくり株式会社ホームページに掲載することにより、商店街等をはじめとする各主体が当該データを活用し、中心市街地の活性化に繋げることを目的に通行量調査システムを導入する。

3. 委託期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

※本委託業務契約とは別に、令和 5 年度及び令和 6 年度の運用保守管理にかかる業務委託について、それぞれ見積徴収のうえ別途契約する予定である。

4. 業務概要 仕様については、別紙業務委託仕様書を参照すること。

5. プロポーザル日程

伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託プロポーザル実施要領第 6 条のとおり。

6. 提出書類

次のとおり作成し、提出すること。

(1) 企画提案書

別紙 2 「伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託プロポーザル企画提案書記載依頼事項」に基づき、記入すること。

① 表紙

「伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務 企画提案書」と記載すること。

② 業務の実施フロー及びスケジュール（様式任意）

着手から成果品の納品までの業務スケジュール等について、途中経過を明らかにして作成すること。

③ 実施企画全般（使用機器、システム構築等）についての提案（様式任意）

画像データの取得から分析、情報配信に至るまでの企画全般について、使用機器類、分析に用いるサーバーの仕様、データ通信の方法等を記載すること。

④ システム保守、セキュリティ及び個人情報保護に関する提案（様式任意）

システムの保守及びデータ分析完了後の画像データの廃棄処理方法等のセキュリティ環境、個人情報保護のための対策等について記載すること。

⑤ 業務運営に対する提案（様式任意）

業務に対する姿勢、システム運用に対する提案、当社との連絡調整（打ち合わせ等）方法などについて記載すること。

⑥ 実施体制調書（様式任意）

受託した際、本業務に携わる予定の責任者及び担当者の氏名、兼務状況（今後の予定も含む）、実績等を記載すること。

⑦ 業務実績調書（様式任意）

過去3年間の本業務に類似する業務の履行実績を、実施年度及び業務概要を含めて記載すること。

また、受託した際に本委託事業に携わる予定の責任者及び担当者が本業務に類似する業務を担当した実績等について記載すること。その際、個人名は記載しないこと。

(2) 事業者概要（様式任意）

事業者の基本的な事項について、資本金、売上高、従業員数等を含めて記載すること。記載内容については公表している最新の情報とする。なお、パンフレット等に同等の情報が記載されている場合は、パンフレット等のみの提出も可とする。

(3) 提案見積書（様式1）

- ・ 提案見積書は、様式1により作成し、明細書を別途任意様式により作成して添付すること。なお、明細書は、見積りした金額の積算根拠が分かるように記載すること。
- ・ 消費税率は10%として見積もること。
- ・ 見積りには、令和4年3月末までの運用経費を含むこと。
- ・ 提出の際は、封入・封緘した上で提出すること。

7. 提出書類における留意事項

(1) 企画提案書は、正本1部、副本5部の計6部を提出すること。なお、正本にのみ、袋とじ・押印をした上で表紙に業者名を記載し、副本には事業者名及び事業者名が特定できる個人名等を記載しないこと。

また、合わせて事業者概要3部、提案見積書1部を提出すること。

(2) 書類提出時は、全ての書類を必要部数揃えた上で提出することとし、担当者の名刺を1枚添付すること。

- (3) 企画提案書の用紙サイズは A4 とする。ただし、図面等については A3 も可能とする。文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
- (4) 企画提案書 (②~⑦) のページ数は、20 ページ以内とすること。(1 枚の用紙の両面に印刷したものは 2 ページと数える。)
- (5) 企画提案書には、上記項目ごとにインデックス (見出し) をつけること。
- (6) 企画提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (7) 企画提案は 1 者 1 案とする。
- (8) 提出された書類の受付後の内容変更は認めない。
- (9) 提出された書類は、返却しない。
- (10) 本件業務は、当社が伊勢市と締結する協定に基づき実施するものであり、提出された書類は、「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる可能性があるため、提出される書類において、企業秘密等に該当するものが含まれる場合にはその旨を明記すること。
- (11) 参加申請後に提案を辞退する場合は、その旨を記載した書面 (様式任意) を提出すること。
- (12) 期限を過ぎた後に、提出される企画提案書等については一切受け付けをしない。
- (13) 当社から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- (14) 企画提案書等の著作権等の取り扱いについては、企画提案者に帰属する。ただし、当社は選定等この事業に関し必要と認められる用途については、提出書類の一部または全部を無償で使用できるものとする。
- (15) 以下のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。
 - ア：本プロポーザルに参加する資格の無い者が提案したとき。
 - イ：企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - ウ：企画提案に際して談合等の不正行為があったとき。
 - エ：金額、住所、氏名、印章、もしくは重要な文字の誤脱、又は判別困難及び金額を訂正した見積書を提出したとき。
 - オ：その他、当社があらかじめ指示した事項に違反したとき及び企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8. 提出方法等

- (1) 提出期限 令和 3 年 6 月 28 日 (月) 17 時まで (必着)
- (2) 提出場所 「15. 担当 (問い合わせ先)」に同じ
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便 (郵便・配送等の場合は、到着確認が可能なものに限る)

9. 質疑応答等

質疑応答の取り扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質疑の方法

① 「15. 担当(問い合わせ先)」あてに、「質問書」(任意様式)を電子メールに添付して行うこと。質疑に必要な資料等がある場合は、あわせて添付すること。

・電子メールアドレス：info@ise-machi.co.jp

・電子メール件名：

【質疑】伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託－提案者名

・質疑用紙ファイル名：

【質疑】伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託－提案者名

② 質疑メールの送信後、当社への到着確認を「15. 担当(問い合わせ先)」へ電話で行うこと。

(2) 質疑受付期限 令和3年6月18日(金)15時まで

(3) 質疑に対する回答

令和3年6月25日(金)17時までに、全参加申込者に対し、電子メールにて随時回答する。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

また、当社回答に対する再質問・追加質問についても提出可能とするが、質疑受付期限以降は一切受け付けない。

10. 審査項目及び評価基準

(1) 審査方法

伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書等の審査及び評価を行う。

また、必要に応じてヒアリング(遠隔によるものを含む。)を併せて行います。

(2) 審査項目及び評価基準

企画提案書等により、「伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託プロポーザル選定基準」に基づき審査及び評価をする。また、企画提案者数が1者であっても選定基準に基づく審査を実施し、提案評価点合計の満点に対して60%に満たない場合には、当該企画提案者を受託候補者として決定しないことがある。なお、企画提案書での提案内容及び質疑応答における回答内容については、原則全て契約に用いる業務仕様書に含むこととし、提案後の内容変更については一切認めないので、留意すること。

(3) 受託候補者の特定

企画提案書等の順位は、次の各号により決定をするものとする。

- ① 当社は、「伊勢市商店街等歩行者通行量調査システム導入業務委託プロポーザル選定基準」に基づき算出した評価点の合計の高い順に順位をつける。ただし、m 位に n 者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。

$$[m + (m + 1) + \dots + [m + (n - 1)]] / n$$

- ② 上記の順位を順位点とし、順位点を集計して、数値の低いものを上位として総合順位をつける。上記により、順位が1位の者を受託候補者として選定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、その順位1位の者で価格評価点を除く採点合計により、上記①及び②の方法で順位点を集計し、最も数値の低い者を受託候補者として選定する。それでもなお差がつかない場合は、選定委員長が選定委員会に諮って決定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- ① 審査結果(順位)
- ② 企画提案者数
- ③ 受託候補者名

※ 選定結果の異議申し立てについては一切受け付けないため、了承した上でプロポーザルに参加すること。

11. 契約上限額

この業務に係る委託料は、下記の金額をそれぞれの上限額とし、これらを超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

契約上限額 8,457,475 円 (税込額)

(令和4年3月までの運用経費を含む)

12. 契約に関する基本事項

契約の締結にあたっては、受託候補者と企画提案内容を含めた当該業務について十分に協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取した後、随意契約の方法により契約を締結する。

また、本委託業務契約とは別に令和5年度及び令和6年度の運用保守管理にかかる業務委託について、それぞれ見積徴収のうえ別途契約する予定である。

ただし、当該事業者に対し、指名停止等の欠落事項が生じた場合は契約しない場合がある。また、協議が調わないときは、契約できない場合もある。

13. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本仕様書で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 6. (3) 「提案見積書」に記載する契約上限額を超える見積金額の提案があった場合。
- (5) 評価点のうち提案評価点が、提案評価点合計の満点に対して 60%に満たない場合。
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

14. その他

- (1) 本仕様書に定める関係法令、規則等の条項について、法改正等があった場合は、改正後の条項に規定するものとする。
- (2) 法改正、制度改正等による情勢の変化によっては、当該契約を変更する場合がある。
- (3) 本プロポーザルの実施において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 伊勢市個人情報保護条例をはじめとする、関係法令、規則等を遵守すること。
- (5) 本業務履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により当社に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

15. 担当（問い合わせ先）

〒516-0037 三重県伊勢市岩渕1丁目7番17号

伊勢まちづくり株式会社 担当者 山川

TEL：0596-21-1707 FAX：0596-21-1708

E-mail：info@ise-machi.co.jp